

企業立地活性化・地域経済牽引事業・NPO法人への支援税制

地方拠点の形成・強化に関する支援

「山形県企業立地活性化計画」に基づき事業者が本県に本社機能に移転、拡充を行った場合、税制の優遇措置を受けられるよう、「山形県地方活力向上地域における県税の課税免除等に関する条例」を平成30年10月から施行しています。

◎課税免除等に該当するケース

- 個人事業税および法人事業税：東京23区にある本社機能に移転した場合
- 不動産取得税：東京23区にある本社機能に移転した場合又は県内にある本社機能を拡充した場合

※いずれも、知事の認定を受けた事業者が、地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従って実施することが必要です。

地域経済牽引事業に関する支援

・地域の特性を活用した事業の生み出す経済的波及効果に着目し、これを最大化するため「山形県地域経済牽引事業の促進のための不動産取得税の課税免除に関する条例」を平成29年10月から施行しています。

◎課税免除に該当するケース

- 不動産取得税：県が地域未来投資促進法に基づき策定した基本計画について、主務大臣の同意を得た日から5年以内に、促進区域（県が同意を受けた基本計画の対象となる区域）において、知事の承認を受けた地域経済牽引事業計画に従って特定事業のための施設を適用期限までに設置した場合

NPO法人への支援

県では特定非営利活動法人（NPO法人）に対して、設立の促進と活動基盤の早期確立について税制度の面から支援を行うため「山形県特定非営利活動法人に対する県税の課税免除に関する条例」を平成18年1月から施行しています。

◎課税免除に該当するケース

- 法人県民税均等割：収益事業を行わない場合又は設立後3年以内に終了する各事業年度で益金の額が損金の金額を超えない場合
- 不動産取得税：設立後3年以内に定款に記載された法人の特定非営利活動に供するための不動産を無償で取得した場合
- 自動車税環境性能割：設立後3年以内に定款に記載された法人の特定非営利活動に専ら供するための自動車を無償で取得した場合